

平成22年2月17日、第33回あるべき税制委員会が経団連会館で開催されました。今回は、財務省の佐々木さんから「グループ税制等」について、説明を受け、議論を行いました。資料は別添です。

1、議事の概要

コロナ来年度税制改正として、企業グループを対象とした法制度や会計制度が定着しつつある中、税制においても持株会社制のような法人の組織形態の多様化に対応するとともに、課税の中立性や公平性等を確保する必要性が生じていることから、資本に係る取引等に係る税制の見直しを行うこととした。概要は、以下の通り。

100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等

100%グループ内の法人間の寄附

100%グループ内の法人間の現物配当

100%グループ内の法人からの受取配当の益金不算入（負債利子控除）

100%グループ内の法人の株式の発行法人への譲渡に係る損益

大法人の100%子法人に対する中小企業向け特例措置の適用の見直し

連結子法人の連結開始前欠損金の持込制限の見直し

連結納税制度の整備

清算所得課税

その他の整備

（詳細は別添参照）

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。